

異議申立書

2015（平成27）年2月 日

渋谷区長 殿

異議申立人 _____ 印

行政不服審査法に基づき、以下のとおり異議を申し立てます。

1. 異議申立人の氏名、年齢、住所

氏名 _____ 年齢 _____

住所 _____

2. 児童名および年齢

児童名 _____ 年齢 _____

3. 異議申立てに係る処分

東京都渋谷区（区長）の行った2015（平成27）年2月 日付の
異議申立人に対する、申込児童が保育所に入園できない（待機）との処分

4. 異議申立てに係る処分があったことを知った日

2015（平成27）年2月 日

5. 異議申し立ての趣旨

「3項記載の処分を取り消す」との決定を求める。
またこの決定に際しては、口頭陳述を求める。

6. 異議申立ての理由

●いかなる審査基準によって入所の承諾・待機の審査をしているのか明らかでない（行政手続法第5条違反）。

●保護者の職業により不利になる審査基準は不平等である（憲法第22条違反）。

保護者の職業が自営業の場合は全ての取引先より勤務実態の証明を受けた書類の提出を求められ、未提出の場合選考に不利になる旨の説明を受けた。業務上様々な契約形態がある上、取引先が複数にわたるため就労証明を取得するのは困難である。容易に就労証明を取得できる会社員に比べて自営業者が就労証明の書類が足りないために選考時不利となるのは不合理であり、区は公平な方法で就労実態を調査・認定すべきである。

- 申込児童についていかなる具体的理由で入所待機となったのか明らかでない（行政手続法第8条違反）。3項の処分にかかる通知書には、抽象的な理由の記載しかない。
- 児童福祉法第24条第3項の「やむを得ない事由」がないのに入園待機としている（児童福祉法第24条第1項本文違反）
- 申込児童は「保育に欠ける」児童であるのに入所待機となると、保育を受ける権利を侵害され、入所承諾された児童との間での不平等が生じる。また、異議申立人らも保育所を利用する権利を侵害され、就労・職場復帰が困難になるなどして困窮する（憲法第13条、憲法第14条、憲法第25条、児童福祉法第24条第1項本文違反）。
- 入所待機としているにもかかわらず、申込児童について「適切な保護」をしようとしていない（児童福祉法第24条第1項但し書き違反）。区立保育所申し込みの権利及び認証保育所入園時の保育料助成等は入園が保障されているものではない上に、保育所に至っては2歳以降の保育が保障されていないため不十分である。

7. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると原則として訴えを提起できなくなります。ただし、異議申立てをした場合は、異議申立てに係る決定の通知を受けた日の翌日又は異議申立てに係る決定があった日の翌日から起算します。」

との教示があった。

以上